

令和元年6月24日現在

機関番号：12701

研究種目：基盤研究(B) (特設分野研究)

研究期間：2015～2018

課題番号：15KT0043

研究課題名(和文) 現代社会における紛争概念の変化と司法の新しい役割 - - - 諫早湾開門紛争を例として

研究課題名(英文) Changes in the Concept of Dispute in Modern Society and the New Role of the Legal Process---Taking the case of Isahaya Bay reclamation/floodgates as an example

研究代表者

西川 佳代 (NISHIKAWA, Kayo)

横浜国立大学・大学院国際社会科学研究院・教授

研究者番号：00276437

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 13,300,000円

研究成果の概要(和文)：諫早湾干拓紛争について、その歴史的経緯を法社会学的に分析した結果、時代の変遷により干拓の政治的目的が大きく変化していること、有明海の漁業不振と干拓事業の因果関係が問われる中、国が誠実に対応してこなかったこと等が、今なお紛争を継続させているとの結論に至った。また、それぞれの紛争観が異なる複雑な利害状況の中、政治や行政が動かず、一連の民事裁判において争いが繰り返されてきたが、これらの裁判・執行過程を民事法学、憲法学、行政法学、政治学の立場からそれぞれ検討した結果、司法制度のみでは、そもそも諫早湾干拓紛争のような多数当事者の多様な利害を調整する機能を有さず、限界があることが明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

諫早湾干拓紛争においては裁判手続(民事訴訟および民事執行手続)が数多く利用され、一般には理解すること自体が難かしいと考えられているが、本研究では一連の紛争の経緯および社会的背景と、裁判手続の利用、および双方弁護士立場などを明らかにした。またその上で、法社会学、実定法学、政治学など、多様な研究領域から本紛争にアプローチし、従来の各学問領域において、多様な利害関係や紛争概念の食い違いがあることが解明された。その結果、現代の紛争には現状の司法制度がマッチしているとは言えず、当事者、非当事者を組み入れて、多様な利害を調整することができる新たな紛争処理システムの構築が必要という結論を導くことができた。

研究成果の概要(英文)：A legal sociological analysis of the historical background of the Isahaya Bay reclamation/floodgates conflict has concluded that the shift in the political purpose of the reclamation due to the changing times, together with a less than sincere response from the government, amidst a continued dispute over the causal relationship between the Ariake Sea fishery slump and the reclamation project, are responsible for prolonging the dispute. In addition, regarding this dispute, with its complex interests, there has been no political or administrative action and the dispute has continued in a series of civil trials. However, considering these court cases from the perspective of civil law, constitutional law, administrative law, and political science, it has become clear that the judicial system alone, in the first place, does not have the functional capability of accommodating the various interests of the many parties in cases such as the Isahaya Bay dispute and has limitations.

研究分野：民事手続法

キーワード：諫早湾干拓紛争 裁判 民事執行 紛争 紛争処理システム 利害調整

様式 C - 19 , F - 19 - 1 , Z - 19 , CK - 19 (共通)

1 . 研究開始当初の背景

(1) 諫早湾開門紛争の経緯

優良な農地の造成と防災機能の強化を目的とした長崎県諫早湾干拓事業をめぐる紛争は、多様な当事者が関わるなかで、いくつもの訴訟が提起されている。

本研究が開始された当時（平成 27 年）、特に注目されていたのが、漁業行使権の侵害を理由として長崎・佐賀両県漁業者によって国に対してなされた潮受堤防排水門の開放請求を認めた確定判決である福岡高判平成 22 年 12 月 6 日判時 2102 号 55 頁（国が上告しなかったことにより確定。以下、「平成 22 年福岡高判」という）と、所有権等の侵害を理由として長崎県の営農者などによって国に対してなされた潮受堤防の排水門開放禁止の仮処分の申立てを認めた長崎地決平成 25 年 11 月 12 日平成 23 年(ヨ)第 36 号、平成 24 年(ヨ)第 5 号、同第 27 号（以下、これらを「平成 25 年長崎地決」という）、そして、これらに基づく双方から国に対して申し立てられた強制執行（間接強制）手続の帰趨であった。つまり、平成 22 年福岡高判と平成 25 年長崎地決によって、国は、排水門の「開門をしなければならない義務」と、排水門の「開門をしてはならない義務」という社会的事実として内容的に矛盾する二つの義務を負うことになり、研究開始当初は強制執行手続でその実現が両者から求められていた。

(2) 既存の裁判手続および実体法理論の限界

このように、社会的事実としては矛盾する二つの判決および決定が存在することにより、裁判制度によるいわゆる「解決」後も紛争が継続していることになる。

つまり、被告たる国には社会的事実として矛盾する行為が義務付けられたため、それらの判決・決定を執行する過程においても、実体法上の権利義務関係の問題——つまり、国は開門すべき義務を負うのか、開門してはならない義務を負うのか——が残存し継続することとなった。

2 , 研究の目的

そこで本研究においては、研究期間において（さらに現在も）進行中である諫早湾干拓紛争を研究対象として、研究開始当初は特に民事裁判・執行手続の新しい役割を提示することを目的とした。その後、研究が進行するにつれて、民法だけの問題ではないことが明らかとなり、新たに公法（憲法、行政法）、政治学研究者の参加の許可を得て、法律学、政治学という多様な分野からのアプローチを試み、諫早湾干拓紛争においては、現在の法理論、法制度のどこに限界があるのかを明確化することを目的とした。

3 . 研究の方法

本研究においては、まず、法社会学パート、手続法パート（判決・執行）、実体法パート、の 3 つのパートにわけて研究を進めた。

(1) 法社会学パートにおいては、まず、これまでの諫早湾潮受堤防をめぐる意思決定プロセス、紛争プロセスについて把握するため、新聞において現れた諫早湾に関する記事を、戦後から現在にいたるまで抽出した。また、開門賛成側と開門反対側それぞれの担当弁護士や一部当事者へのインタビューにより、弁護士にとっての紛争の位置づけ、当事者にとっての紛争の位置づけを明確にした。そのほか、弁護士に協力を要請し裁判資料の収集につとめた。

(2) 手続法パートでは、(1)の裁判資料、インタビューおよび新聞記事等から、これまでの裁判の経緯を検討し、当事者の考える「紛争」や社会的事実としての「紛争」と、民事訴訟における「紛争」、強制執行手続における「紛争」を比較した。

(3) 実体法パートでは、この裁判資料を分析することにより、当事者によって主張された事実、裁判所に認定された事実および(1)の法社会学的分析からえられた事実関係を基礎におきながら、現時点で出されている判決・決定において認められた権利義務関係の理論的検討を行った。特に、既存の実体法理論を前提として、社会的事実がどのように裁判上の事実として縮減されているかを確認する作業を行った。

(4) (1)~(3)の検討結果を突き合わせることによって、諫早湾干拓紛争を分析するにあたっては、民事裁判だけに注目するのではなく、政治・行政を含むより広い視点から検討する必要性を認識するにいたったため、憲法学、行政法学、政治学の研究者を研究分担者として新たに加え、それぞれの立場からこの紛争にアプローチした。

4. 研究成果

(1) 諫早湾干拓紛争が長期化した原因について 法社会学的分析からは、諫早湾干拓紛争が長期にわたって継続している理由として以下の2点が判明した。

諫早湾干拓事業の目的が2度変更され、その正当性が疑問視されていること。

「有明海の漁業不振の原因の1つは、諫早湾干拓事業ではないか」という漁民の疑問に国が終始一貫して答えようとしていないこと。

(2) 民事裁判による紛争解決には限界があることの確認 諫早湾干拓紛争を巡っては、実質的に両立しない、複数の判決・決定がなされているが、これは現行制度上やむを得ず、個別の権利関係を出発点とする限りは民事裁判による紛争解決には限界があることが確認できた。

(3) 民事裁判の当事者としての国の特殊性の指摘 諫早湾干拓紛争において因果関係判断を示した3つの判決を比較検討した結果、国が民事裁判の当事者となる場合、訴訟法上の行為義務としての主張・立証義務については、その要件・効果において、民事手続法外在的な憲法・行政法上の規範との関係に基づいて、一定の制約が加わる可能性があることが指摘できる。

(4) 伝統型訴訟の「紛争」枠組みによる処理が調整の場を奪ったことと、民事紛争処理手続の今後の可能性 開門請求訴訟の伝統的「紛争」枠組みこそが、後の執行、和解における処理を難しくする発端となっている。多数当事者間の多数の利害に関わる紛争処理手続の構築が今後の課題であり、既存の裁判・執行手続をそのように利用する可能性も存在すると考えられる。

(5) 行政訴訟による紛争解決の可能性 諫早湾干拓紛争の解決については、対世効を導入するなど紛争の画一的解決のための制度を用意する必要があり、取消判決の第三者効に注目する立場など、民事訴訟ではなく行政訴訟としての取消訴訟で争われていれば、判断の矛盾抵触を避けられたという仮説を検証した結果、一連の事業のなかで取消訴訟を提起することは難しく、「二重の三面関係」とも言える特殊な事案であり対応できないことが判明した。

(6) 裁判所および政治部門によって 諫早湾干拓紛争を強制的に解決する可能性 多様な利害調整は本来は政治部門の役割であると考えられ、今後の裁判を契機として政治部門が解決に

乗り出す可能性もあり、むしろまさに本紛争の性質からは政治部門こそがそのプロセスを担うべきと考えられる。

(7) 紛争処理システムとしての司法制度の意義と限界と今後の紛争処理システムに期待されるもの 諫早湾干拓紛争を解決する紛争処理システムは、多様な主体を包摂し、多様な争点を考慮することによって複雑な紛争を全面的に解決するしくみであるべきである。直接的当事者だけでなく、間接的当事者の参加を可能な限り担保しつつ、当事者が代理人任せでなく積極的な役割を担い、経済的利益だけでなく多様な価値や理念も議題化することが必要である。

引用文献 「諫早湾干拓紛争の諸問題 法学と政治学からの分析」法学セミナー766号(2018年)

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計13件)

榎澤秀木「諫早湾干拓紛争はなぜ今まで続いているのか」法学セミナー766号14-18頁(2018年) 査読無

加藤雅俊「諫早湾干拓紛争からみる紛争処理システムとしての司法制度の意義と限界 - 政治学の立場から - 」法学セミナー766号44-49頁(2018年) 査読無

岡庭幹司「民事裁判による紛争解決とその限界」法学セミナー766号39-43頁(2018年) 査読無

御幸聖樹「紛争をめぐる政治部門と裁判所」法学セミナー766号50-53頁(2018年) 査読無

児玉 弘「大規模公共事業をめぐる行政過程と行政訴訟・民事訴訟」法学セミナー766号54-58頁(2018年) 査読無

宮澤俊昭「諫早湾干拓紛争をめぐる裁判における因果関係判断の検討」法学セミナー766号59-63頁(2018年) 査読無

西川佳代「民事紛争処理手続からみた諫早湾干拓紛争」法学セミナー766号64-67頁(2018年) 査読無

西川佳代「確定判決と別件の仮処分決定とに基づき実質的に相反する実体的義務を負う場合の間接強制」判例セレクト2015-2号32-33頁(2016年) 査読無

榎澤秀木・宮澤俊昭・児玉 弘「開門賛成派弁護士インタビュー 馬奈木昭雄，堀良一弁護士に聞く」法学セミナー766号19-28頁(2018年) 査読無

西川佳代・宮澤俊昭・榎澤秀木・児玉 弘「開門反対派インタビュー 山下俊夫，西村弘平弁護士に聞く」法学セミナー766号29-38頁(2018年) 査読無

加藤雅俊「新しい政治学(の教科書)には何が必要か - 政治学におけるメタ理論的基礎の必要性 - 」法政論集269号75-102頁(2017年) 査読無

宮澤俊昭「福島第一原発事故による慰謝料額が中間指針等に沿った慰謝料を超えないとされた事例」新・判例解説Watch19号313-316頁(2016年) 査読無

宮澤俊昭「干拓地の潮受堤防排水門の解放を命じた確定判決の間接強制として一人につき一万円の金銭の支払いを命じたにもかかわらず、その履行がされなかったことにより、間接強制としての支払額を一人につき二万円に増額した原決定が維持された事例」判例時報2283号175-180頁(2016年) 査読無

〔学会発表〕(計10件)

加藤雅俊「Limits of the Judicial System as a Form of Conflict Resolution in Modern Society: the case of social conflict in Isahaya City」International Postgraduate and Academic Conference on "East Asia in Transition: Local Challenges under the Globalized World", 2019

児玉 弘「大規模公共事業の相關案件と行政訴訟，民事訴訟（大規模公共事業をめぐる裁判と行政訴訟・民事訴訟 諫早湾干拓紛争からみる現代行政法の意義と限界）」第11届東亜法哲学大会・小組討論「東亜法哲学的問題状況」(2018年)

児玉 弘「台湾における“脱原発”の光と影 “脱原発”の決定とその後の苦悩」日本平和学会・九州地区平和研究集会

樫澤秀木，西川佳代，宮澤俊昭，岡庭幹司，加藤雅俊，児玉 弘，御幸聖樹「ミニシンポジウム・諫早湾干拓紛争の諸問題 法学と政治学からの分析」日本法社会学会(2018年5月26日・鹿児島大学)

加藤雅俊「On theoretical possibility of East Asian Welfare Regime: from the point of comparative politics」International Symposium on "East Asia and the World after Globalization(Chung-Ang University, Korea,2017)(国際学会)

宮澤俊昭「間接強制金の法的性質についての一考察 諫早湾開門紛争におけるいくつかの問題を題材として」平成29年度第3回民事法研究会(筑波大学)

児玉 弘「第3届企業創新興管理法制研討會(第3回企業イノベーションとマネジメント法制研究会)(招待講演)」(2017年03月23日・中國文化大學大新館圓形會議廳(台北市・台湾))

樫澤秀木「リスク社会と紛争 諫早湾干拓紛争を素材にして」法と経済学会(2016年11月05日・熊本大学)

樫澤秀木「紛争はなぜ長引くのか 諫早湾干拓紛争を素材にして」日本法社会学会九州研究支部(2016年09月25日・九州大学)

樫澤秀木「諫早湾干拓紛争は、なぜ今も続いているのか 問題の複雑さと単純さ」環境社会学会(2016年06月12日・柳川市)

〔図書〕(計2件)

加藤 哲夫，本間 靖規，高田 昌宏『現代民事手続の法理』(弘文堂)820頁(うち，西川佳代「間接強制決定をめぐるプロセスと不当利得」609-630頁，2017年)

新川敏光編「国民再統合の政治」ナカニシヤ出版310頁(うち，加藤雅俊「オーストラリアにおける社会統合の変遷 - 分析的整理 - 」2017年)

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：樫澤 秀木

ローマ字氏名：KASHIZAWA Hideki

所属研究機関名：佐賀大学

部局名：経済学部

職名：教授

研究者番号(8桁): 60214293

研究分担者氏名：宮澤 俊昭
ローマ字氏名：MIYAZAWA Toshiaki
所属研究機関名： 横浜国立大学
部局名： 大学院国際社会科学研究院
職名： 教授
研究者番号（8桁）: 30368279

研究分担者氏名：岡庭 幹司
ローマ字氏名：OKANIWA Masashi
所属研究機関名： 横浜国立大学
部局名： 大学院国際社会科学研究院
職名： 准教授
研究者番号（8桁）: 60272407

研究分担者氏名：加藤 雅俊（2016年2月18日追加）
ローマ字氏名：KATO Masatoshi
所属研究機関名： 立命館大学
部局名： 産業社会学部
職名： 准教授
研究者番号（8桁）: 10543514

研究分担者氏名：御幸 聖樹（2016年2月18日追加）
ローマ字氏名：MIYUKI Masaki
所属研究機関名： 横浜国立大学
部局名： 大学院国際社会科学研究院
職名： 准教授
研究者番号（8桁）: 20634009

研究分担者氏名：児玉 弘（2016年6月23日追加）
ローマ字氏名：KODAMA Hi roshi
所属研究機関名： 佐賀大学
部局名： 経済学部
職名： 准教授
研究者番号（8桁）: 30758058

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。